

自転車指導啓発重点地区（丸亀警察署）

令和7年11月

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- ◎ 一時停止
- ◎ 並進や右側通行
- ◎ 携帯電話を使用しながらの運転



自転車関連人身事故発生状況(R4~R6)		
区分	丸亀署管内	
	自転車関連事故	重点地区
	254件	42件

※第1及び第2が自転車を抽出

出典：国土地理院発行数値地図

国土地理院の電子地図を加工して作成



★自転車を運転する人は次の点に
気を付けましょう！★

- 1 「止まれ」では確実に一時停止を！
一時停止の「止まれ」の標識や標示がある
ところでは、必ず一時停止し安全を確認しま
しょう。
- 2 歩道は歩行者優先！
並進や右側通行はやめましょう。
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをす
ぐに止まれるスピードで走行し、歩行者を避
けなければならない時は一時停止をしま
しょう。
また、並進走行や車道での右側通行は危険
ですのでやめましょう。
- 3 ながら運転は危険！
片手運転になるほか、周りの危険を発見
することができず、重大な交通事故につな
がる危険な行為です。絶対にやめましょう！

警察では、自転車運転者の信号無視等に
対し、指導警告を行うとともに、悪質・危
険な交通違反に対しては検挙措置を講ずる
など、厳正に対処しています。



【重点地区】 丸亀駅南方地区（蓮池公園まで）

➤ 選定理由

- ・ 丸亀駅の南方には学校や官公署等が多数あり、通勤・通学等での自転車利用者が多く、並進や右側通行する自転車も多い。
- ・ エリア内JR丸亀駅から蓮池公園（県道33号線等）及び大手町エリアにおける自転車利用が特に多い。
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数

自転車指導啓発重点路線（丸亀警察署）

令和7年11月

この路線でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- ◎ 携帯電話を使用しながらの運転
- ◎ イヤホンを装着し音楽等と聴きながらの運転



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 「ながら運転」は危険！

携帯を操作しながら、画像を見ながら、音楽を聴きながら…。「ながら運転」は周りの危険を早期に発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。
絶対にやめましょう！

2 歩道は歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者を避けなければならない時は 一時停止をしましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止の「止まれ」の標識や標示があるところでは、必ず一時停止し安全を確認しましょう。

自転車関連人身事故発生状況(R4~R6)	
区分	丸亀署管内
自転車関連事故	254件
※第1及び第2が自転車を抽出	



警察では、携帯電話を使用しながら等「ながら運転」の自転車運転者に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

また、自転車用ヘルメットは交通事故に遭った際の被害軽減に大きな役割を果たすため、自転車に乗る際はヘルメットの着用を！



【重点路線】 国道11号（丸亀大橋から原田交差点）

➤ 選定理由

- ・ 国道沿いには多くの商業施設があり、郊外から来る自転車利用者が多く、携帯電話の使用やイヤホンを装着した自転車利用者も多い。